

林道工事特記仕様書

工事名 令和7年度 農山漁村地域整備交付金事業
林道南アルプス線改良工事

施行場所 伊那市 長谷 黒河内（丹溪地籍）

伊那市

I 総則

1 適用範囲

- ア 工事の施工にあたり、契約書、本特記仕様書を遵守しなければならない。
- イ 本特記仕様書、契約書、図面等において不明な点は監督職員に確認して指示を受けなくてはならない。
- ウ この工事は、長野県林道土木工事共通仕様書による。基準は、長野県林業土木工事施工管理基準を適用する。長野県出来形管理基準、写真管理基準、検査要領及び検査基準に準じるものとする。

2 施工計画書

請負者は工事着手前、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

この場合、請負計画書に次の事項について記載しなければならない。

- ①工事概要
- ②計画工程表
- ③現場組織表
- ④主要資材
- ⑤施工方法
- ⑥施工管理計画
- ⑦安全管理
- ⑧緊急時の体制及び対応
- ⑨その他

3 工事の着手

請負者は、特別な事情が無い限り、速やかに工事に着手しなければならない。

4 工事の下請負

請負者は、工事を下請負に付する場合は、下記要件を満たさなければならない。

- ①請負者が工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整をすること。
- ②下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
- ③下請負には、なるべく伊那市内業者とするよう努めること。

5 工事期間

契約日より令和8年1月30日まで

本工事は、発注者指定型週休2日制工事とします。「週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとします。

6 工事竣工検査

請負者は工事竣工届を提出する際には、すべての工事が完成し、必要な工事記録写真、施工管理に関する書類等が整備されていること。

7 諸法令の遵守

請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ると共に、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなくてはならない。

8 林道の通行

本年度、この林道において伊那市発注の改良工事等が6件実施される。受注者同志で通行等の協力をし円滑に工事が出来るよう配慮すること。

また、林道バスの通行があるため、バスの運行支障にならないよう配慮すること。

II コンクリート工

1 生コン工場について

ア 請負者は、受注した工事で生コンを使用する場合は、原則として上伊那地域振興局長が「一括承認」した工場から選択し、発注者の承認を受けること。(以下「使用承認」という)

なお、「一括承認」した工場以外から選択する場合には、その理由や工場からの運搬方法など必要な資料を添えて提出し、発注者の承認を受けること。

イ 請負者は、「使用承認」を受ける際に、「レディーミクストコンクリート配合書」を提出すること。

ウ 請負者が選択した生コン工場の品質などに問題があると認められる場合は、「使用承認」を取り消す場合がある。

2 コンクリート技術者の配置

ア 請負者は、一定規模(50m³以上)のコンクリート工事において、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示する。

イ コンクリート技術者は、主任技術者又は監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

3 コンクリートの打ち込み

コンクリートの1回(1日)の打ち込み高は、1.5m以下を標準とし、同一区画内にはコールドジョイントを作らないように連続して打ち込まなければならない。

4 水セメント比

水セメント比は65%以下を標準として管理を行なうこと。

ただし橋台等の構造物で、連続してあるいはしばしば水で飽和される場合は、60%以下とする。

5 試験

請負者は、コンクリートの品質管理のため次の試験を行うこと。

また、試験を生コン工場に委託した場合でも、全てに立ち会うとともに、記録や写真について成果品資料として提出する。ただし、コンクリート圧縮強度試験を公的試験機関で行う場合、立会い及び写真を省略できる。

(1) スランプ、空気量

「林業土木工事仕様書」 P210 参照

(2) 圧縮強度

ア 供試体の作成回数及び個数について

(ア) 重要構造物(鉄筋構造物、えん提、谷止、土留、橋梁、擁壁等)
林業土木仕様書の管理基準による。

(イ) ア以外の簡易構造物(ブロック積、ため桧、護岸、基礎工)

1工事当たり1～3回

イ 供試体は、コンクリート荷卸場所又はコンクリート打設場所で作成し、その場で構造物の養生方法に準じた方法で養生を行なう。

(3) 供試体寸法及び表示方法は下記によること。

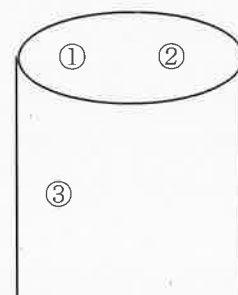
ア 供試体の寸法は、監督員と協議すること。

イ 供試体の表示方法

請負者がサインしたQC版

① 事業名、工種

② 供試体番号



- | | |
|-------------------|---|
| ③ 作成月日 | ④ |
| ④ 試験予定月日 | ⑤ |
| ⑤ 水セメント比 (W/C=%) | ⑥ |
| ⑥ スランプ測定値 (SL=cm) | ⑦ |
| ⑦ 空気量測定値 (air=%) | ⑧ |
| ⑧ コンクリート打設温度 | ⑨ |
| ⑨ 施工業者名 | |

(4) 圧縮強度試験については、「(財)長野県建設技術センター伊那試験所」において行なうものとする。

6 生コン納入書の扱い

納入書には、コンクリートミキサー車1台毎に工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入し、成果品資料を作成すること。

Ⅲ 土工

- 1 切取余土は、指定した場所に処理しなければならない。
残土処理場所 現場外処理：林道南アルプス線内の残土捨場
- 2 搬入土は、指定した場所から採取すること。
- 3 切取に当たっては、林地の保全及び既存施設の保護に十分に留意し、必要な場合は保安設備を行なうこと。また川側地山に△部分を必ず残すよう施工願います。
- 4 擁壁等の床掘完了時には、一点載荷試験等により必要地盤反力を満たす許容支持力が得られているかどうかの確認を行うものとする。
なお、一点載荷試験器については、貸与可能である

Ⅳ 森林土木事業に従事する現場労務者の安全教育・訓練について

- 1 安全教育・訓練などの実施
現場に促した安全教育・訓練などについては、原則として作業員全員を一堂に会し、月当たり4時間以上の時間を割り当て次の項目から適宜実施内容を選択し安全教育・訓練などを実施すること。
(1) 工事の施工内容などの周知徹底
(2) 工事に関連する『安全に関する法令、通達、指針』等の周知設定
(3) 工事における災害対策及び救助訓練（緊急時の体制を含む）
(4) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
(5) その他、安全教育。訓練等必要な事項
- 2 安全教育・訓練等に関する施工計画の作成
施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全教育・訓練等の具体的実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。
- 3 安全教育・訓練等の実施状況報告
安全教育・訓練等の実施状況を、写真、工事記録簿に記録し提出するものとする。

Ⅴ 施工体制台帳

- 1 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第四章 13条（施工体制台帳の提出等）に定められた施工体制台帳を提出するものとする。

VI 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再資源活用について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を受け、対象工事においては、「公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再資源活用工事実施要領」に基づき実施すること。

※対象工事

土木工事においては、請負代金額が 500 万円以上で、特定建設資材【①コンクリート②コンクリート及び鉄から成る建設資材③木材(伐根等は建設資材でないため含まれない④アスファルト・コンクリート)を用いた土木工作物等に係る解体工事、または、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等の場合は、下記によらなければならない。

- 1 落札候補者は契約締結前に法第 12 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対し事前説明を行うこと。

- 2 請負者は、「分別解体等の計画書」を作成し、施工計画書とともに提出すること。

- 3 請負者は、下請けがある場合は、「告知書」の写しを施工計画書に添付すること。

また、下請け業者に対して、発注者が請負者に送付する「通知書」の写しを添付し、告知すること。

- 4 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の「計画書」については、施工計画書とともに提出すること。

また、その実績についても施工後提出すること。

- 5 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 6 再生資材を使用する場合、適正な品質確保について十分注意を払うこと。

- 7 請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、「再資源化等報告書」にて報告すること。

VII 排気ガス対策型建設機械の取扱いについて

- 1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「森林整備事業建設機械経費積算要領に制定について（平成 11 年 4 月 1 日付け林野計第 134 号林野庁長官通知）」に示す、排気ガス対策型建設機械を使用するものとする。

（排気ガス対策型建設機械を使用できない場合で、技術証明によりその効果が明らか排気ガス浄化装置を装着した建設機械については、排気ガス対策型建設機械と同等とみなす）

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 請負者は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、竣工時に提出するものとする。

3 対象機種一覧

一般工事中建設機械	備考
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（ 〃 ） ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 26kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの

；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入、引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削

- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン

備考

道路運送車両の保安基準に排気ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。

Ⅷ 使用材料

- 1 請負者は、本工事に使用する材料について、設計書に記載がある物については同等またはそれ以上の品質を有する物であること。記載のない物については中等以上の物を使用すること。各製品とも規格、寸法、製作会社名等、製品の品質、特質等が判るよう使用承認願を提出し、監督職員の承認を得るものとし、監督職員からの指示があった場合は各種品質試験結果を提出すること。
- 2 請負者は、工事用資材の調達に当たっては、極力伊那市内取扱い業者から購入するよう努めること。また、グリーン購入推進に努めること。

Ⅸ その他

- 1 この仕様書等に定めなき事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議の上決定するものとする。
- 2 工事区域内外の安全については、労働基準法、その他関係法規を遵守し、安全対策に万全を期すること。また、資材の仮置き場での事故等が発生しないように十分な配慮を行うこと。